

環 境 審 第 2 0 号

令和2年(2020年)9月2日

北海道知事 鈴木 直道 様

北 海 道 環 境 審 議 会

会 長 中 村 太



倶知安町ひらふ地域における温泉資源保護対策について (答申)

令和元年(2019年)11月20日付け食衛第1007号で諮問のありました、倶知安町ひらふ地域の温泉資源保護対策について、審議した結果、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、答申します。

別紙

## 倶知安町ひらふ地域における温泉資源保護対策について

倶知安町ひらふ地域における温泉資源保護対策の必要性については、次のとおりである。

### 記

#### 1 温泉の現況と課題

倶知安町ひらふ地域においては、近年、源泉数が増加しており、揚湯量も増加傾向にある。観光を主たる産業とする本地域では、現在もコンドミニアム等の宿泊施設のほか、海外客等をターゲットとした別荘の建設が盛んに行われており、これら施設では、付加価値として温泉が同時に開発されることも少なくない。今年4月に施行された町の観光振興計画では、本地域を開発許容エリアと位置付け、宿泊施設等を集約させる方針を示していることなどから、今後も、宿泊施設等の建設に伴う形で温泉開発が集中することが予想される。

道及び北海道立総合研究機構が、平成28年から本地域の源泉において実施している調査により、複数の源泉での水位低下が確認されたことに加え、本地域内に存在する主な2つの泉質ごとに、源泉間の水位の連動も確認されている。このことは、温泉資源の衰退傾向を示唆するものであることから、本地域における温泉の持続的な利用を可能とするための保護対策が必要である。

また、近年、開発される源泉は温度の高いものが多く、浴用のみならず、熱源として温泉利用を検討する施設もある。この場合、揚湯量は大幅に増加し、温泉資源への影響がより一層懸念されることとなる。温泉法において、温泉利用の目的は制限されるものではないが、今後とも、このような温泉の利用実態等について注視していく必要がある。

#### 2 講ずべき施策

##### (1) 温泉保護地域等の設定

倶知安町ひらふ地域を「北海道温泉保護対策要綱」に基づく保護地域及び準

保護地域に指定するとともに、準保護地域における新規掘削については、原則として既存源泉から250メートル以上とする距離規制を加えるべきである。

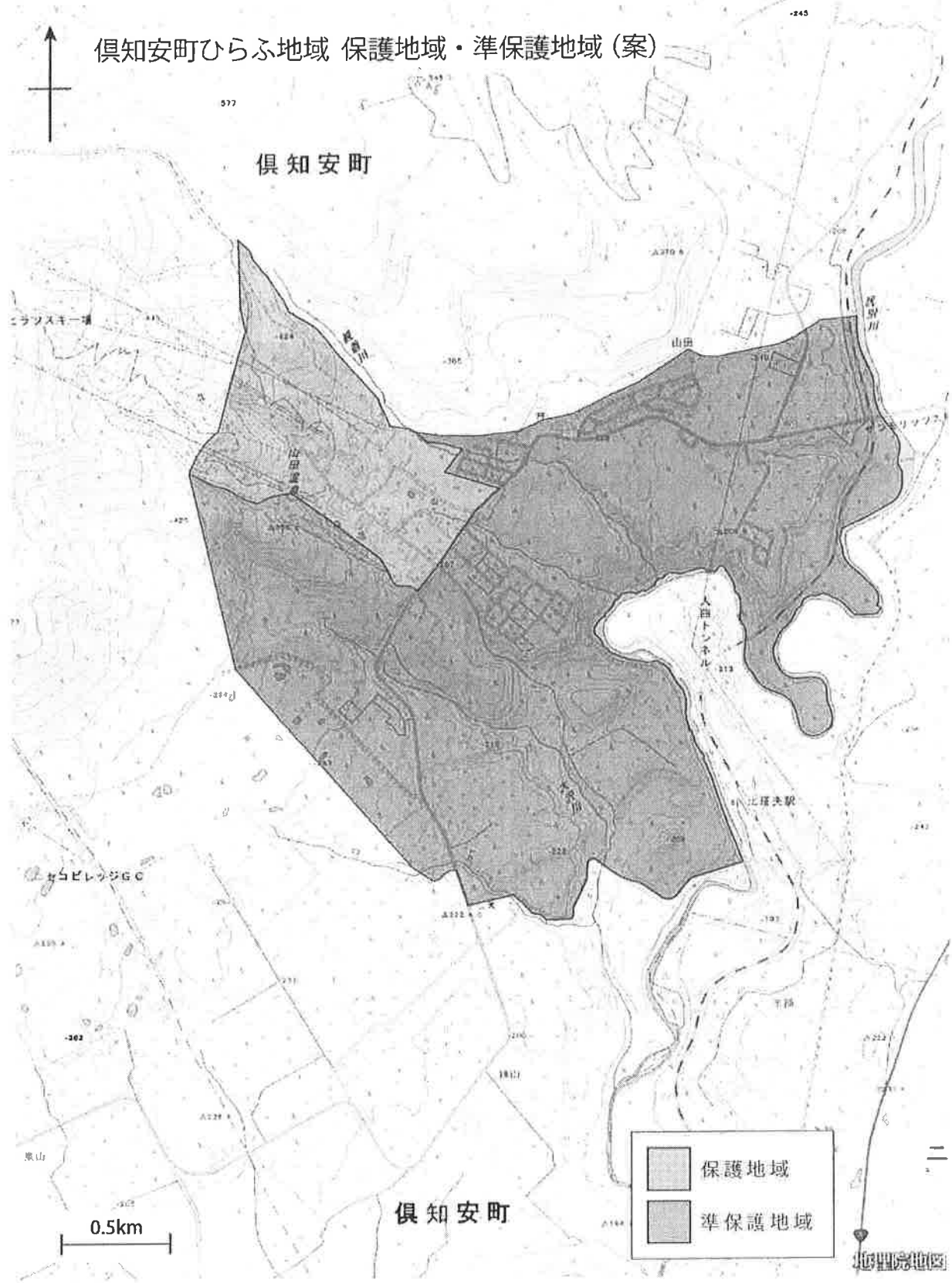
なお、保護地域及び準保護地域の指定区域は別図のとおりとすべきである。



(2) 温泉保護地域等における温泉の適正利用のために必要な措置

ア 温泉の採取は、1源泉当たり毎分100リットル以下に制限すべきであり、必要量を超えないよう水位計、流量計、貯湯タンク等の設置を指導し、自主的管理が行われるようにすべきである。

イ 未利用源泉に対する措置については、特に「北海道温泉保護対策要綱」に基づく指導を強く望むところである。

倶知安町ひらぶ地域 保護地域・準保護地域 (案)



	保護地域
	準保護地域

0.5km

北見支庁